

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月15日
【届出者の氏名又は名称】	G Future Fund 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 トラストアップ株式会社 代表取締役 鈴江 正幸
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号
【電話番号】	(03)6281-6830(代表)
【事務連絡者氏名】	トラストアップ株式会社 代表取締役 鈴江 正幸
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	G Future Fund 1号投資事業有限責任組合 (東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、G Future Fund 1号投資事業有限責任組合をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マックハウスをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社マックハウス

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者である、G Future Fund 1号投資事業有限責任組合は、無限責任組合員であるトラストアップ株式会社(以下、「トラストアップ」といいます。)により、2023年9月7日に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合です。

公開買付者の無限責任組合員であるトラストアップは、投資対象企業の事業拡大やバリューアップ支援を目的として2019年5月15日に設立され、ファンド組成により上場会社へ出資するPIPEs事業、企業の買収・合併を支援するM&A事業、そして経営戦略の立案や業務改善を提案するコンサルティング事業を通じてお客様のビジネスの成長と発展をサポートしており、これまで、株式会社トリプルアイズ、オルトプラス株式会社、株式会社イー・ロジット及び株式会社ウェルディッシュに対し投資を行ってまいりました。

ジーエフホールディングス株式会社(以下、「ジーエフホールディングス」といいます。)は公開買付者の出資持分の過半数を有する組合員であり、物流事業を営む子会社を始め、アパレル事業を営む子会社や、EC事業(注1)を営む子会社を含む40社以上の子会社の株式を保有しその経営を管理している持株会社です。トラストアップ及びジーエフホールディングスは、従前より間接的に取引関係があったことから、当該取引関係を通じて情報交換をする中で、トラストアップがジーエフホールディングスに対して、ジーエフホールディングスが協業可能な投資先を選定することを主眼としたファンドの設立を、2023年6月上旬に打診したことから、トラストアップを無限責任組合員、ジーエフホールディングス及びジーエフホールディングスと親交があった適格機関投資家である株式会社ブレンティーを有限責任組合員とし、ジーエフホールディングスの出資比率を約98.5%とする公開買付者を組成しました。公開買付者及びトラストアップの詳細については、下記「第2 公開買付者の状況」の「2 会社以外の団体の場合」をご参照ください。

gf.P株式会社(以下、「gf.P」といいます。)は、本公開買付けにあたり公開買付者への出資を行うことを予定しています。gf.Pは、ジーエフホールディングスの100%子会社であり、アパレル商品、ファッショングッズ、食料品、キッチン雑貨や生活日用品を含むライフスタイル雑貨等、多種にわたる商品の通信販売事業を営んでおります。

(注1) EC事業(Electronic Commerce事業)とは、インターネット等のネットワークを用いて契約や決済等を行う取引に係るサービス等の提供を行う事業を指します。

このたび、トラストアップは、公開買付者の無限責任組合員として、2024年10月11日付の取締役会決議において、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下、「対象者株式」といいます。)のうち、対象者の親会社である株式会社チヨダ(以下、「チヨダ」といいます。)の所有する対象者株式9,389,880株(所有割合:60.73%)(注2)の全部(以下、「本応募合意株式」といいます。)を取得することにより対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者、トラストアップ、ジーエフホールディングス及びgf.Pは、対象者株式を所有しておりません。

(注2) 本書において「所有割合」とは、対象者が2024年10月15日に提出した第35期半期報告書(以下、「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2024年8月31日現在の対象者株式の発行済株式総数(15,597,638株)から対象者半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する対象者株式に係る自己株式数(136,315株)を控除した対象者株式数(15,461,323株)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入します。以下、所有割合の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。)をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2024年10月11日付で、チヨダとの間で、公開買付応募契約(以下、「本応募契約」といいます。)を締結し、チヨダは、本応募合意株式について、本公開買付けに応募する旨を公開買付者との間で合意しております。なお、本応募契約の概要については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本応募契約」をご参照ください。

また、本公開買付けに際して、ジーエフホールディングスは、2024年10月11日付で、対象者との間で業務提携契約書(以下、「本業務提携契約」といいます。)を締結しております。本業務提携契約の概要については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本業務提携契約」をご参照ください。

本公開買付けは、本応募合意株式を取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的とするものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針です。そのため下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(3) 買付予定の株券等の数」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募合意株式数と同数の9,389,880株(所有割合:60.73%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,389,880株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、公開買付者は本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であり、対象者の総議決権の3分の2以上を取得することまでは企図していない一方、チヨダ以外の対象者の株主の皆様から応募があった場合に直ちに公開買付者が本応募合意株式の全てを買い付けることができなくなることを避けるため、本公開買付けの買付予定数の上限については、本応募合意株式と同数の9,389,880株(所有割合:60.73%)よりも多く、対象者の総議決権の3分の2を下回る10,050,000株(所有割合:65.00%)。なお、公開買付者が本公開買付けにより買付予定数の上限である10,050,000株を取得した場合、公開買付者が所有する対象者株式の数は10,050,000株(所有割合:65.00%)となります。)と設定しております。応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,050,000株)を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済を行います。チヨダは、チヨダ以外からの応募があり、チヨダが応募した対象者株式の全てが買い付けられない可能性があります。売却できなかった株式の取扱いに関して、公開買付者とチヨダとの間で合意している事項はなく、チヨダは、本公開買付けによって売却できなかった場合に引き続き所有することとなる対象者株式の処分方針については、当該対象者株式の数等を踏まえて具体的に検討する必要があるため、現時点で具体的に検討しておらず、また、決まった事実はないとのこととです。

本書提出日現在、チヨダは対象者の親会社ですが、公開買付者が本公開買付けにより本応募合意株式の全てを取得した場合、チヨダは対象者の親会社に該当しないこととなり、対象者の親会社の異動及び主要株主の異動が生じることとなります。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けに要する資金を、自己資金の他、gf.Pからの出資(以下、「本出資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立のみを条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本出資を受けることを予定しております。なお、本出資が実行された場合、ジーエフホールディングス及びgf.Pによる、公開買付者に対する出資比率は合計85.16%となります。

対象者が2024年10月11日に公表した「G Future Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び株式会社ジーエフホールディングスとの業務提携契約締結に関するお知らせ」(以下、「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2024年10月11日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明すること、及び、()本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」といいます。))が、公開買付者とチヨダとの間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、()本公開買付価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であること、()本公開買付けには買付予定数に上限(10,050,000株。所有割合：65.00%)が設定され、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であり、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、対象者プレスリリース及び下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者プレスリリースによれば、対象者は、カジュアルウェアの小売を主たる目的とし、チヨダの100%出資子会社として1990年6月に設立され、1999年2月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、2004年12月には株式会社ジャスダック証券取引所「ASDAQ」市場に株式上場を果たし、その後2022年4月4日の東京証券取引所における新市場区分へ移行後の2024年10月11日現在においては、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

対象者及び対象者の関係会社は、本書提出日時点において、対象者、対象者の親会社であるチヨダとその子会社であるチヨダ物産株式会社及びトモエ商事株式会社により構成されているとのことです。対象者は、衣料品等の小売業を行っているとのことです。チヨダは、靴等の小売を行っており、チヨダ物産株式会社は主としてチヨダに対する靴の卸売を、トモエ商事株式会社は主として百貨店に対して紳士靴の卸売を行っているとのことです。

対象者が属するカジュアルウェア業界におきましては、物価高騰に伴う節約志向の高まりや気候や気温の変動などによるライフスタイルと消費マインドの変化に対応することが求められているとのことです。このような状況のもと、対象者は「暮らしに役立つ商品と企業活動を通じて地域社会に貢献します。」という企業理念のもと、お客様の生活に密着したライフスタイル提案を行ってきたとのことです。

しかしながら、対象者は、1店舗あたりの売上高低下や不採算店舗の閉鎖により在庫効率が悪化する中、前事業年度(2024年2月末)までに6期連続して営業損失を計上しており、財務体質の改善が急務となっているとのことです。この点、商品政策としては、レディース部門の再構築を目的とした新ブランドの投入やプライベートブランドによる機能性商品を拡充することで、顧客の拡大と安定的な売上の確保を図り、業績回復の基盤作りを推進しているとのことです。また、2023年より不採算店舗の退店による固定費の削減、業務の内製化によるコスト圧縮など経費コントロールを徹底すると同時に、滞留在庫の現金化推進と仕入コントロールにより店頭在庫を維持することで過剰なキャッシュアウトを防ぎ、売上回復と抜本的な財務体質の改善を図っているものの、業績回復には至らず、対象者として抜本的な業務再構築の必要があるものと考えていたとのことです。

このような状況下、トラストアップは、公開買付者の無限責任組合員として、次のような経緯により本公開買付けを実施することを決定いたしました。

チヨダの取引銀行である株式会社みずほ銀行(以下、「みずほ銀行」といいます。))は、ジーエフホールディングス以外の売却先候補2社に対して、チヨダが所有する対象者株式の全てを売却する方針であることの情報を提供していたとのことであるところ、公開買付者の有限責任組合員であるジーエフホールディングスは、2024年4月8日、ジーエフホールディングスが30社以上のアパレル企業との取引実績があったことから、みずほ銀行から売却先候補として当該情報の提供を受けました。

ジーエフホールディングスは、対象者は2018年より6年間に亘り業績が赤字の状況であったため、チヨダが所有する対象者株式の取得の合理性を判断するにあたっては、対象者の経営状況の改善可能性を検討することは必須であると考えられたことから、対象者の事業再建の可否に関し、社内で検討をし、対象者は、第29期(2019年2月末期)以降、販売費及び一般管理費を売上総利益によってカバーすることができず営業損失を計上する状況にあり、毎期10億円を超える当期純損失を計上していましたが、対象者が2024年5月23日に提出した第34期有価証券報告書によれば、第34期(2024年2月末期)においてもその状況は変わらず、11億円を超える当期純損益を計上するとともに、営業活動によるキャッシュ・フローは約12億円のマイナスとなっていました。加えて、このような財務状況にもかかわらず、対象者が金融機関からの借入を行っていない状況を踏まえたジーエフホールディングスの推察としては、2024年4月当時、対象者は金融機関からの借入れも容易ではない状況にあるのではないかと考えられるなど、財務内容は相当厳しい状況にあると考えられるものの、対象者の事業自体は、ジーエフホールディングス及びその子会社(以下、「ジーエフグループ」といいます。)が有する物流拠点の活用や、ECの導入を含め、ジーエフグループが有するアパレル商品の販売に関するノウハウを提供することで収益性の向上を見込むことができる点に鑑みれば、ジーエフグループとのシナジーが見込まれること、より具体的には、ジーエフグループが有する物流拠点(国内43拠点、中国を中心としてアジアに53拠点)との連携、30社以上の企業のECサイトの運営を受託しているジーエフグループによる、様々な人気アパレルブランドへの提供実績があるジーエフグループのフルフィルメントサービス(注1)の活用、ジーエフグループの知見を活かした対象者において課題となっているECの導入及びペルソナ分析(注2)の実施を行った上でのブランド展開、マーチャンダイジング(MD)(注3)の再構築をすることが可能であり、それによって対象者の事業再建が実現可能であると、2024年5月上旬に判断しました。

(注1) フルフィルメントサービスとは、ECサイト運営における受注から決済及び配送までの一連の業務を提供するサービスを指します。

(注2) ペルソナ分析とは、顧客データの収集やアンケート調査の実施等を通じて、ターゲットとなる顧客の人物像を詳細に設定することを通じたマーケティング手法を指します。

(注3) マーチャンダイジング(MD)とは、消費者の需要に適合する商品を、適切な数量、価格及びタイミング等で提供するために実施する企業活動全般を指します。

その上で、ジーエフホールディングスは、2024年5月17日に、みずほ銀行に対してジーエフホールディングスにおいてチヨダが所有する対象者株式の買付けの実施につき検討を進めたい旨の連絡をし、同年6月上旬から中旬にかけて、ジーエフホールディングスとチヨダとの間で協議を重ね、また、同年7月9日には、対象者、チヨダ及びジーエフホールディングスの間でも面談を実施し、ジーエフホールディングスの概要及びジーエフホールディングスが運営又は関与している事業の概要について説明を実施しました。これらの協議や面談の結果として、同年7月25日付で、チヨダに対し、7月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値371円から約80%ディスカウントした価格である約74円を公開買付価格とした公開買付けの方法による、対象者株式の譲り受けを希望する旨の意向表明書(以下、「本意向表明書」といいます。)を提出し、チヨダからは、同年8月9日付で、公開買付価格については、原則として本意向表明書に記載された水準を前提とするものの、チヨダのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ銀行により今後実施される株式価値算定結果を踏まえ、ジーエフホールディングスと協議が必要となる場合があることを条件として、これに応諾する旨の回答書を受領しました。

上記の協議においては、本公開買付けを実施する上での想定スケジュールの協議を行うと共に、ジーエフホールディングスとして、本公開買付けの意向がある旨及びチヨダが所有する対象者株式の取得に関する方針として、引き続き対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場維持を企図していることを説明いたしました。一方、対象者において営業損失を計上する状況が継続していること等から、対象者において一定の資金調達等が必要であると認識していることや、経営体制あるいは事業上の課題その他について、助言又は提案する等により、対象者との対話を行った上で、対象者株式の議決権を行使する方針である旨、また、公開買付者が対象者株式の過半数を所有する親会社となることから、取締役の派遣、増資や組織再編等の重要なコーポレートアクションについては、今後対象者と共に協議していく予定であることを説明しました。

また、ジーエフホールディングスは、回答書の受領を受けて、チヨダとの間で、2024年8月23日に面談を実施し、対象者の売上高に占めるECによる取引実績が低迷していることや、対象者において顧客情報を取得する方法を確立していないこと、ターゲット層の高齢化といった、ジーエフホールディングスにおいて認識している対象者のアパレル事業に関する課題を伝達すると共に、これらの課題を改善するための今後の方針について協議いたしました。また、ジーエフホールディングスは、同日中に、さらに検討を進めた結果、ジーエフホールディングス自身ではなく、その子会社の資金を活用すると共に、これまでもオルトプラス株式会社及び株式会社イー・ロジットといった上場会社に対する投資実績を有する公開買付者であるG Future Fund 1号投資事業有限責任組合を活用して、本公開買付けを実施することが望ましいと判断するに至り、同日に、その旨をトラストアップに打診・協議した結果、公開買付者を公開買付者として、本公開買付けを実施することを決定し、公開買付者、対象者、ジーエフホールディングス、gf.P及びチヨダから独立したリーガル・アドバイザーであるニューポート法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所を同日付で選任し、同事務所から適宜助言を受ける等しつつ、本公開買付けについての具体的な検討を継続いたしました。また、同日中に、チヨダに対し、ジーエフホールディングスではなく公開買付者を公開買付者として、本公開買付けを実施することを決定した旨を伝達いたしました。

他方で、ジーエフホールディングスは、チヨダを通じて、2024年8月21日に、対象者に対して、対象者の役員に対するインタビューを実施したい旨を要望し、ジーエフホールディングスは、2024年8月29日に対象者の役員に対するインタビューを行うとともに、2024年9月下旬にかけて、対象者に対するデューディリジェンスを実施しました。

公開買付者は、デューディリジェンスと並行して、2024年10月上旬まで複数回にわたり、対象者との間で、本公開買付けの目的、本公開買付け後の対象者の経営方針や、シナジー等に関して、協議・検討を重ねた他、ジーエフホールディングスと共に、対象者との間で面談を実施して参りました。

具体的には、2024年9月2日、ジーエフホールディングスは、対象者との面談を実施し、ジーエフホールディングスについて、その概要及び運営又は関与している事業の概要並びに有するノウハウや知見等について改めて説明しました。そして、ジーエフホールディングスを中心としたジーエフグループは、国内外の検品・物流業務やそのコンサルティングを担っている株式会社ジーエフのほか、複数のアパレルブランドを有する子会社(gf.S株式会社、株式会社テットオム、株式会社ジャヴァコーポレーション等)、EC・マーケティング戦略を担う子会社(gf.E株式会社等)、小売プラットフォームを運営する子会社(gf.P)等、40社を超える企業集団となっており、ジーエフグループがアパレル事業の運営に関して有するノウハウ・知見は、対象者の事業の再建・改善に寄与できる旨を説明しました。また、対象者は2018年より長期に渡り業績赤字の状況下で深刻な経営難に陥っており、ジーエフホールディングスが事業面での再建を進める上で、主に業務コストの見直し、不採算店舗の精査、従業員の意識改革が必要であると認識しており、加えて、対象者のECによる取引実績は、2024年2月期時点で対象者の全体の売上げの5%に留まっており、対象者店舗における売上が売上全体の大半を占めているため、事業構造上、商圈に縛られる事業展開になっており、ECの導入が進むアパレル業界において、ビジネスモデルが旧態化していること、顧客管理が行き届いておらずロイヤルカスタマー(注4)が育っていないこと等が、対象者の事業運営において特に深刻な問題であると考えている旨も併せて説明しました。そして、ジーエフグループは、中国を中心としてアジアに53カ所の検品拠点を有しており、その拠点を活用して人件費、保管費が安価な海外にて物流工程の大半を対応することで、コスト削減を見込むことができると考えていること、現状対象者が有する物流拠点はわずか1拠点であることから、ジーエフグループの有する国内の43カ所の物流拠点を利用することで、物流効率を向上させることができると考えていること、様々な人気アパレルブランドに提供しているジーエフグループのフルフィルメントサービスを活用する事で業務効率化を図ることができると考えていること、ジーエフグループの知見経験を活かし、対象者の顧客管理を徹底し、今後は、ロイヤルカスタマーの獲得を目指し、ペルソナ分析を実施することで、展開ブランド、マーチャンダイジング(MD)の再構築が可能であると考えていることを伝達しました。

(注4) ロイヤルカスタマーとは、特定企業又はその商品やサービスに対して愛着や信頼を持っており、商品やサービスの長期的かつ継続的な利用が期待できる顧客を指します。

続いて、公開買付者及びジーエフホールディングス並びに対象者は、2024年9月12日及び同月17日に改めて面談を実施し、対象者に対して本公開買付けの主体がジーエフホールディングスではなく公開買付者となる旨を説明した上で、公開買付者及びジーエフホールディングスは、対象者から、ジーエフグループがアパレル事業の運営に関して有する知見は、対象者のビジネスモデルの問題点を改善するために有効であると考えていること、具体的には、()ジーエフグループが有する国内外の物流拠点と連携することで、コスト削減を見込むことができると考えていること、()対象者において、自社独自の顧客分析ノウハウが乏しいことから、ジーエフグループが有する知見を利用することで、ペルソナ分析を実施することで展開ブランド、マーチャンダイジング(MD)の再構築を進めることによる業績改善を見込むことができると考えていること、及び、()対象者の知見経験が乏しい部分もあるため、ジーエフグループのフルフィルメントサービスを活用することで収益性を向上させることができると考えていることの伝達を受けました。また、公開買付者及びジーエフホールディングスは、本公開買付けにあたり、このようなシナジーの実現に向けて、ジーエフホールディングスと対象者との間で、対象者への取締役の派遣等を内容とした業務提携契約を締結する意向があることも伝達しました。

以上の判断を踏まえ、2024年9月19日、公開買付者及びジーエフホールディングス並びに対象者は、公開買付者がチヨダから、本公開買付けによりチヨダが所有する対象者株式を取得し、公開買付者と対象者の資本関係を構築することが、今後の対象者のさらなる成長及び発展と企業価値の向上に資するものであり、その結果として、公開買付者としても投資成果を享受することが可能であるとの認識に至り、本公開買付けの実施について公開買付者とチヨダとの間で合意するとともに、ジーエフホールディングスと対象者は本業務提携契約に関する交渉を開始いたしました。

公開買付者及びジーエフホールディングス並びに対象者は、協議を継続した結果、2024年10月11日、本公開買付けを通じた公開買付者による対象者株式の取得及びジーエフホールディングスと対象者の業務提携により、対象者のより一層の企業価値の向上を図るため、例えば、以下のような施策を講じることができると判断いたしました。本公開買付けの成立後の両者における具体的な取組みの詳細につきましては、今後、両者で検討を進めてまいります。

- ()ジーエフグループが有する中国を中心とする53カ所のアジア地域における検品拠点を利用することによる対象者のコスト削減

ジーエフグループは、中国を中心に53カ所の国外物流拠点を有しており30社以上のアパレル企業との取引実績を有しているところ、この国外物流拠点を活用することによって、対象者は、充分な管理体制の下、物流工程を人件費、保管費が安価な海外にて対応することが可能となり、品質管理を安価に行うことで対象者における検品業務に係るコスト削減に寄与することができるものと考えております。

- ()ジーエフグループが有する国内の43カ所の物流拠点を利用することによる対象者の物流効率向上及びコスト削減

対象者は対象者のグループ外の第三者である複数の他社に委託して物流業務を遂行しているところ、物流業務の委託先を国内に43カ所の物流拠点を有するジーエフグループに一本化し、ワンストップで物流業務の提供を受けることにより、人件費、配送費その他の間接費を削減することを通じて、対象者における物流効率向上及び物流費用に係るコスト削減に寄与できるものと考えています。

加えて、ジーエフグループがワンストップで、検品等を行う海外拠点と連動した形で、国内での物流サービスの提供をすることで、その点においても対象者の物流効率を向上することができるものと考えています。

- ()対象者へのペルソナ分析の導入及び当該分析結果を踏まえたブランド展開、マーチャンダイジングの再構築による対象者の収益性向上

40年程度に亘ってアパレル企業に対して助言を行うことで培ってきたアパレル業界の動向分析等のジーエフグループのノウハウを活用すると共に、顧客情報の収集を通じたペルソナ分析を導入し、当該分析結果を併せて活用することで、顧客の求める商品需要や価格帯を予測することや、当該予測に基づき顧客にとって適切な商品を適切な数量・価格で提供することが可能となり、在庫の回転率を高め、ひいては対象者の収益性向上に資するものと考えています。

()ジーエフグループが多数のアパレルブランドに対して提供しているフルフィルメントサービスを活用することによる対象者の収益性向上

アパレル企業に対して、ECサイト運営における受注から決済及び配送までの一連の業務を提供しているジーエフグループのマーケティング施策、ブランディング戦略等のノウハウを活用することで、対象者におけるECの導入を促進し、ECサイトを通じた取引実績が対象者の売上全体の5%に留まりECの導入が他社に比べて遅れているという問題点を解消することで、その結果として、店舗で購入する顧客層とは異なる顧客層へリーチすることが可能となることから、新規顧客を獲得できる可能性が高まり、ひいては、対象者の収益性を向上させることが可能であると考えています。

また、公開買付者は、対象者との面談に加えて、本意向表明書を提出した2024年7月25日以降、2024年10月上旬までの間、みずほ銀行を通じて、チヨダとの間で対象者株式の買付け等の価格や、チヨダによる本公開買付けへの応募の条件について、協議を実施してまいりました。

具体的には、本公開買付価格については、ジーエフホールディングスがチヨダに対して2024年7月25日付で、同年7月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値371円から約80%ディスカウントした価格である約74円を公開買付価格とした公開買付けの方法による本応募合意株式の譲り受けを希望する旨の意向表明書をチヨダに対して提出した後、これに対して、チヨダからは、同年8月9日付で、公開買付価格については、原則として本意向表明書に記載された水準を前提とするものの、みずほ銀行により今後実施される株式価値算定結果を踏まえ、ジーエフホールディングスと協議が必要となる場合がある旨の回答書をジーエフホールディングスが受領しておりました。当該回答書の内容を踏まえ、2024年9月下旬までの間にみずほ銀行は対象者株式の株式価値算定を実施しているところ、当該株式価値算定の内容を踏まえて、同月下旬の間に公開買付者とチヨダとの間で実施された本公開買付価格に係る協議内容や、本公開買付けの目的及び、2024年9月1日から30日の間、360円前後で安定的に推移していた東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の価格の動向を総合的に考慮し、公開買付者は、2024年10月1日にチヨダに対して、本公開買付価格を32円(提案日の前営業日である2024年9月30日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値361円に対して91.14%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)ディスカウントした価格。)とする提案を行いました。これに対して、同日中に、チヨダから、チヨダによる対象者への既存の貸付けに対してジーエフホールディングスから保証を提供することや応募契約違反に基づく補償に関する上限額を応募契約において設定することを条件に公開買付価格を32円とするのであれば、応募の準備をする旨の回答を受けました。

なお、公開買付者は、対象者に対して、本公開買付けはチヨダから本応募合意株式を取得することを前提として実施するものであり、チヨダとの間で合意した価格を本公開買付価格としたい旨を2024年10月1日に伝達したところ、対象者から、特段異論が示されなかったため、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。

他方で、チヨダによる本公開買付けへの応募の条件については、チヨダより2024年8月22日付で本応募契約の契約書案の提示を受けてから、同年10月中旬にかけて、本応募契約の内容についての交渉を継続する中で協議して参りました。最終的にチヨダとの間で合意した、チヨダによる本公開買付けへの応募の条件の概要については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本応募契約」をご参照ください。

上記の検討を踏まえ、公開買付者の無限責任組員であるトラストアップは、2024年10月11日、対象者を連結子会社とすることを目的として、本応募合意株式を取得するために、公開買付者及びチヨダの間で本応募契約を締結し、本応募契約に定める本公開買付けに係る前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、本公開買付けを実施することを決定し、併せて、本公開買付価格については32円とすることを決定いたしました。

対象者における意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、厳しい財務状況を脱却すべく、売上回復と財務体質の改善を図っていたところ、2024年7月5日、チヨダより、チヨダの保有する対象者株式の全てを売却する可能性がある旨の伝達を受け、2024年7月9日に、対象者、チヨダ及びジーエフホールディングスとの間で面談を実施し、ジーエフホールディングスの概要及びジーエフホールディングスが運営又は関与している事業の概要について説明を受けたとのことです。その後、対象者は、2024年8月14日にチヨダよりジーエフホールディングスによる対象者株式の買付の意向及び想定スケジュールについて伝達を受けたとのことです。対象者は、2024年9月2日に、ジーエフホールディングスとの面談を実施し、ジーエフホールディングスについて、その概要及び運営又は関与している事業の概要並びに有するノウハウや知見等について改めて説明を受けたとのことです。対象者は、対象者の支配株主(親会社)であるチヨダが、チヨダの所有する本応募合意株式会社について、本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結する予定であり、チヨダと対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあることを踏まえ、本公開買付けに関する対象者の意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避することを目的として、2024年9月11日開催の対象者取締役会決議により、対象者の独立社外取締役である山田敏章氏及び山本裕之氏、並びに対象者の社外監査役である小林茂氏及び井尾仁志氏の4名から構成される特別委員会(以下、「本特別委員会」といいます。本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(6) 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)を設置したとのことです。

また、対象者は、2024年9月上旬より、公開買付者及びジーエフホールディングスから受けた説明に対する対応等について、株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス・コンサルティング」といいます。)及び柴田・鈴木・中田法律事務所への相談を開始し、本特別委員会は、ブルータス・コンサルティング及び柴田・鈴木・中田法律事務所について、2024年9月19日に、チヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス、gf.P及び対象者からの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれ対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び対象者のリーガル・アドバイザーとして選任することについて承認したとのことです。

その後、対象者は、公開買付者による対象者に対する事業に関するデューディリジェンスと並行して、2024年9月上旬から10月上旬まで複数回にわたり、公開買付者との間で、本公開買付けの目的、本公開買付け後の対象者の経営方針や、シナジー等に関して、協議・検討を重ねたほか、公開買付者及びジーエフホールディングスとの面談を実施したとのことです。

対象者は、公開買付者及びジーエフホールディングスとの協議を踏まえ検討した結果、以下のとおり、本公開買付けにより対象者が公開買付者の連結子会社となり、公開買付者及びジーエフホールディングスと協力体制を構築することで、両社が有するリソースやノウハウの共有によるシナジーの創出に取り組み、以下のような施策を講じることで対象者の更なる成長・発展の機会も期待できることから、企業価値の一層の向上に資すると判断し、2024年10月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同することとしたとのことです。

()ジーエフグループが有する中国を中心とする53カ所のアジア地域における検品拠点を利用することによる対象者のコスト削減

対象者が取り扱う衣料品の多くは中国をはじめとするアジア各国からの輸入によるものであり、ジーエフグループは中国を中心に53カ所の国外物流拠点を有しており、30社以上のアパレル企業との取引実績を有しているところ、この国外物流拠点を活用することによって、対象者は、充分な管理体制の下、物流工程を人件費、保管費が安価な海外にて対応することが可能となり、品質管理を安価に行うことで対象者におけるコスト削減に寄与することができるものと考えているとのことです。また、ジーエフグループにて品質管理を行うことで、海外事業者が品質管理を行う場合に比して、公開買付者との情報共有をより円滑に行うことができる点もメリットであると考えているとのことです。

- ()ジーエフグループが有する国内の43カ所の物流拠点を利用することによる対象者の物流効率向上及びコスト削減

現状、対象者が国内に有する物流拠点は1カ所のみであるところ、物流業務の委託先を国内に43カ所の物流拠点を有するジーエフグループに一本化し、ワンストップで物流業務の提供を受けることにより、対象者における物流効率向上及び物流費用に係るコスト削減に寄与できるものと考えているとのことです。特に、ジーエフグループにおいては30社以上のアパレル企業に対して物流サービスを提供してきたことによりノウハウが蓄積しているため、対象者の物流効率向上に資するサービスを提供いただけるものと考えているとのことです。

加えて、ジーエフグループがワンストップで、検品等を行う海外拠点と連動した形で、国内での物流サービスの提供をすることで、その点においても対象者の物流効率を向上することができるものと考えているとのことです。

- ()対象者へのペルソナ分析の導入及び当該分析結果を踏まえた展開ブランド、マーチャンダイジングの再構築による対象者の収益性向上

対象者は顧客の情報の収集が充分に行われておらず、結果として、顧客に対する最適な商品の提供の実現に至っていないとのことです。そこで、40年程度に亘ってアパレル企業に対して助言を行うことで培ってきたアパレル業界の動向分析等のジーエフグループのノウハウを活用するとともに、顧客情報の収集を通じたペルソナ分析を導入し、当該分析結果を併せて活用することで、顧客の求める商品需要や価格帯を予測することや、当該予測に基づき顧客にとって適切な商品を適切な数量・価格で提供することが可能となり、在庫の回転率を高め、ひいては対象者の収益性向上に資するものと考えているとのことです。

- ()ジーエフグループが多数のアパレルブランドに対して提供しているフルフィルメントサービスを活用することによる対象者の収益性向上

対象者のECサイトを通じた取引実績は、対象者の売上全体の5%に留まっており、ECの導入が他社に比して遅れているものと考えているとのことです。そこで、アパレル企業に対して、ECサイト運営における受注から決済及び配送までの一連の業務を提供しているジーエフグループのマーケティング施策、ブランディング戦略等のノウハウを活用することで、対象者におけるECサイトでの取引規模の拡大を図り、その結果として、店舗で購入する顧客層とは異なる顧客層へリーチすることが可能となることから、新規顧客を獲得できる可能性が高まり、ひいては、対象者の収益性を向上させることが可能であると考えているとのことです。

なお、対象者は、2024年10月11日現在、対象者の事業に要する資金の一部を、2024年8月15日及び2024年9月13日に、返済期日を2024年12月16日として、チヨダからの借入により調達しているところ、本公開買付けの成立によりチヨダが対象者の親会社でなくなることで、今後、チヨダから新たな資金面での支援を受けられなくなることが想定されるものの、かかる借入については、2024年10月11日付で、返済期日を2027年8月31日までの約3年間延長することをチヨダと対象者は合意しているとのことです。また、本応募契約では、本公開買付けに係る決済の開始日から1年6ヶ月が経過するまでに公開買付者がチヨダに対して書面による通知を行った場合に限り、公開買付者とチヨダとの間の協議を踏まえて、対象者において合理的に実施する対象者の小売店舗の撤退に関連して発生した費用の一部を、一定の条件のもと一定の範囲においてチヨダが負担することとされております。したがって、本公開買付けの成立後も、一定期間、対象者は、チヨダからの資金面での支援を受けることとなるとのことです。加えて、対象者においてジーエフグループからの支援やエクイティファイナンスその他の多様な資金調達手法を活用して事業に要する資金を調達することも可能であり、また、ジーエフホールディングスとの本業務提携契約に基づき、新たな視点での有益な意見を享受する機会が生まれる等、ジーエフホールディングスとの業務提携によるシナジーが期待できることから、チヨダが対象者の親会社でなくなることによる不利は大きくないものと考えているとのことです。

また、ジーエフホールディングスは、公開買付者の有限責任組合員であり業務執行権限を有しないため、本公開買付けの成立後において、公開買付者が対象者の総議決権の過半数を有する場合であっても、ジーエフホールディングスは対象者の直接の支配株主には該当しないものの、ジーエフホールディングスは、公開買付者の主要な出資者であり、その影響力により、公開買付者が対象者の株主としての権利行使を行う権限、又はその指図権限、投資権限に対して、実質的な影響を与える可能性があり、このようなジーエフホールディングスと対象者との間の取引について、その取引条件の設定によっては一般株主の利益が害されるおそれがあると考えているとのことです。この点について、対象者は、本特別委員会を通じて、ジーエフホールディングスに対して、ジーエフホールディングスと対象者との間の取引について、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8及び企業行動規範における「支配株主における重要な取引等に係る遵守事項」を遵守する必要があることの認識を有していることについて確認をするとともに、同コードを遵守することが、両社のシナジーの創出の障害となるものではないことを確認しているとのことです。また、本業務提携契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律又は公開買付者に関して締結されている投資事業有限責任組合契約上、有限責任組合員として許容される限度において、ジーエフホールディングスは、対象者の上場会社としての経営の自主性及び独立性を維持及び尊重し、かつ、対象者の少数株主を含む対象者の株主共同の利益に配慮するものとし、公開買付者及びジーエフホールディングスが直接又は間接にその議決権又は持分等の過半数を保有する会社その他の法人又は団体をして、かかる尊重、配慮することとされているとのことです(かかる尊重及び配慮には、対象者が、対象者に適用される証券取引所規則及びコーポレートガバナンス・コードの諸規定(とりわけ、同コード基本原則4「考え方」最終段落、原則4-3最終段落、原則4-7、補充原則4-8 その他支配株主及び支配株主を有する上場会社に関する規律)を遵守することに対するものを含みますが、これに限られません。)。したがって、対象者は、本公開買付け成立後のジーエフホールディングスと対象者との間の取引により一般株主の利益が害されるおそれは限定的であると考えているとのことです。

そして、()本公開買付価格である32円は、公開買付者とチヨダとの間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、()本公開買付価格である32円は、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値330円と比較すると90.30%ディスカウントされた価格であること、()本公開買付けは買付予定数の上限を10,050,000株(所有割合:65.00%)と設定しており、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であり、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

本公開買付価格に係る上記()乃至()の状況を勘案し、対象者は、第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて独自に検証を行っていないとのことです。

なお、上記対象者取締役会の決議の詳細については、下記「(6) 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け成立後、対象者の経営方針として、対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持し、対象者の上場会社としての自主的な経営を保持しながらジーエフホールディングスと対象者との業務提携に係る関係を新たに構築の上推進することを予定しております。上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本公開買付け成立後、両社の更なる企業価値向上に向けて対象者との間で協議を行っていく予定であり、企業価値の向上のために実施する具体的措置について、現時点で具体的に予定されているものはございません。

また、本書提出日現在、対象者の取締役は5名(監査役は3名)で構成されておりますが、ジーエフホールディングス及び対象者は、本業務提携契約に基づき、本公開買付けの完了後は、対象者の取締役の員数を8名(監査役は3名)とし、そのうち取締役3名をジーエフホールディングスが指名すること等を合意しております。本業務提携契約の内容については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約

公開買付者は、チヨダとの間で、2024年10月11日付で本応募契約を締結しており、チヨダは、本応募契約に基づき、所有する対象者株式9,389,880株(所有割合60.73%)の全部を本公開買付けに応募することを合意しております。

本応募契約の概要は、以下のとおりです。なお、チヨダは、チヨダ以外からの応募がある場合には、本応募合意株式の全てが買い付けられない可能性があります。買い付けられなかった本応募合意株式の取扱いに関して、チヨダにおいて具体的な方針は決まっておらず、買い付けられなかった株数に応じて、対応方法を検討する方針であるとのことです。

()チヨダの応募及び不撤回

本応募契約において、チヨダは、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、以下の各号の条件が満たされていることを前提条件として、本応募合意株式について、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下、「公開買付け期間」といいます。)の満了日の5営業日前までに、本公開買付けに応募をするものとされています。また、チヨダは本応募合意株式の応募を撤回せず、応募により成立するチヨダが所有する本応募合意株式の買付けに係る契約を解除しないものとされています。

但し、チヨダは、その任意の裁量により、以下のいずれの条件も放棄することができることとされています。

- (a) 公開買付者の表明及び保証(注1)が、重要な点において真実かつ正確であること。
- (b) 公開買付者が本応募契約に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること。
- (c) 対象者の取締役会において、本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明決議が適法かつ有効に行われ、かかる表明が法令等に従って公表され、かつ、変更又は撤回されていないこと。
- (d) ジーエフホールディングスと対象者との間で、本業務提携契約が締結され、かつ有効に存続していること。
- (e) 司法・行政機関等に対して、チヨダによる本公開買付けへの応募又は本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、チヨダによる本公開買付けへの応募又は本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと。
- (f) 対象者に係る業務等に関する重要事実及び対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実で未公表のものが存在しないこと(但し、本号に規定する事由が存在する場合であっても、チヨダが本公開買付けへの応募を行うことが法令等に違反しないときを除く。)。

(注1) 本応募契約においては、公開買付者は、チヨダに対して、本応募契約の締結日、本公開買付けの開始日及び本公開買付けの決済の開始日において、(a)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(b)公開買付者による本応募契約の締結及び履行に係る権利能力及び行為能力の存在並びに必要な手続の履践、(c)公開買付者における本応募契約の法的拘束力及び公開買付者に対する強制執行可能性、(d)公開買付者における本応募契約の締結及び履行に必要な司法・行政機関からの許認可等の取得及び法令等上の手続の履践、(e)公開買付者による本応募契約の締結及び履行による法令等又は公開買付者の定款等、公開買付者が締結する契約等又は司法・行政機関等による判断等との抵触の不存在、(f)公開買付者及びその役職員の反社会的勢力への非該当性及び反社会的勢力との関係の不存在、(g)公開買付者における倒産手続等の不存在、並びに(h)公開買付者における本公開買付けに必要な資金の保有又は調達ができることの確実な見込みについて表明及び保証を行っております。

() 対抗提案に伴う応募義務の免除

本応募契約の締結後、公開買付期間の満了日までに、公開買付者以外の者から、本公開買付価格を超える金額に相当する取得対価により対象者株式を取得する旨の具体的かつ実現可能性のある真摯な提案(以下、「対抗提案」といいます。)が公表された場合(対抗提案に係る取引の実施の予告が公表された場合を含みます。)には、チヨダは、違約金として4,000万円を公開買付者に対して支払うことにより本公開買付けに応募する義務から免れることができるものとされています。

本業務提携契約

ジーエフホールディングスは、対象者との間で、2024年10月11日付で本業務提携契約を締結しております。本業務提携契約の概要は以下のとおりです。なお、本業務提携契約に定める業務提携契約に関する合意については、本公開買付けが成立することを効力発生条件としております。

() 目的

業務提携を通じて、対象者のカジュアルウェアを主とする衣料品の小売を目的としたチェーンストアの運営を中心とする衣料品等の小売事業に係る戦略的計画及び活動を実行・推進することにより、両当事者の企業価値を向上させることを目的としております。

() 業務提携の内容

ジーエフホールディングス及び対象者は、対象者の事業、取引関係、ブランド及び経営の自主性・独立性を尊重し、かつ、対象者の少数株主を含む対象者の株主共同の利益に配慮した上で、本業務提携契約に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事項その他両当事者が必要と認める事項に関する業務提携を行います。その詳細については、別途、ジーエフホールディングス及び対象者の間で誠実に協議するものとします。

- (a) ジーエフグループが有する中国を中心とする53ヵ所のアジア地域における検品拠点を利用することによる対象者のコスト削減
- (b) ジーエフグループが有する国内の43ヵ所の物流拠点を利用することによる対象者の物流効率向上及びコスト削減
- (c) 対象者へのペルソナ分析の導入及び当該分析結果を踏まえた展開ブランド、マーチャндаイジングの再構築による対象者の収益性向上
- (d) ジーエフグループが多数のアパレルブランドに対して提供しているフルフィルメントサービスを活用することによる対象者の収益性向上

() 役員指名権

ジーエフホールディングスは、原則として、対象者のうち取締役3名を指名する権利を有するものとされており、また、ジーエフホールディングスの要請に従い、ジーエフホールディングスが指名する者を対象者の取締役会その他ジーエフホールディングスが指定する重要な会議体にオブザーバーとして出席させることができるとされております。

()事前承諾事項・事前協議事項・事前通知事項

対象者は、本公開買付者等(注1)の議決権保有割合が完全希薄化ベースで希薄化し得る行為(対象者が自らの役職員に対して、ストックオプションとしての新株予約権を付与する場合その他潜在株式の発行を含みます。以下、「事前承諾事項」といいます。)を行うとき、事前にジーエフホールディングスの書面による承諾を取得するものとされています。また、対象者は、(a)合併、会社分割、株式交換、株式交付、株式移転その他の組織再編行為、(b)事業の全部又は重要な一部の譲渡又は譲受け、(c)子会社又は関連会社の異動、(d)募集株式、募集新株予約権、自己株式、自己新株予約権その他潜在株式の発行若しくは処分、又は株式若しくは新株予約権の無償割当てその他既存株主の持株比率(潜在的持株比率を含む。)に影響を与える行為のうち、事前承諾事項に該当しない行為、(e)第三者との資本提携に係る契約の締結、(f)第三者との業務提携に係る契約の締結(但し、金融商品取引所の規則に基づき開示が義務付けられるものに限る。)、(g)買収防衛策(買収への対応方針)の導入、廃止又は重要な変更、(h)倒産手続の開始の申立て、並びに(i)その他ジーエフホールディングス及び対象者が別途合意する事項に関する決定(株主総会の承認が必要な事項については、株主総会に当該事項に関する議案を提出する旨の決定)を行う場合には、事前にジーエフホールディングスと協議するものとされています。

(注1) 本公開買付者等とは、本公開買付者並びにジーエフホールディングス及びジーエフホールディングスが直接又は間接にその議決権又は持分等の過半数を保有する会社その他の法人又は団体を個別に又は総称してということとされております。

()新株引受権

ジーエフホールディングスは、対象者がジーエフホールディングスの事前の書面による承諾を取得した上で株式等の発行、処分又は付与を行う場合(但し、対象者が自らの役職員に対して、ストックオプションとしての新株予約権を付与する場合を除きます。)、その発行等が行われる直前の時点における本公開買付者等の議決権保有割合を維持するために必要な数量の株式等を自ら引き受け又はジーエフホールディングス以外のジーエフホールディングスが指定する本公開買付者等に引き受けさせる権利を有します。

()その他

上記以外に、本業務提携契約においては、対象者からのジーエフホールディングスへの情報提供、表明保証

(注1)、補償、秘密保持義務、公表の禁止、準拠法・管轄等のその他の一般条項について合意をしています。

(注1) 本業務提携契約においては、対象者は、ジーエフホールディングスに対して、本業務提携契約の締結日及び本公開買付けの決済の開始日において、(a)対象者の適法かつ有効な設立及び存続、(b)対象者による本業務提携契約の締結及び履行に必要な権限及び能力の存在並びに必要な手続の履践、(c)対象者における本業務提携契約の法的拘束力及び対象者に対する強制執行可能性、(d)対象者による本業務提携契約の締結及び履行による法令等、許認可等、司法・行政機関等の判断等、対象者の定款等の社内規程又は対象者が締結している契約等との違反の不存在及び対象者による本業務提携契約の締結又は履行を妨げる効果を有する司法又は行政手続の不存在、(e)対象者における倒産手続等の不存在、(f)対象者及びその役職員の反社会的勢力への非該当性及び反社会的勢力との関係の不存在、並びに(g)対象者における未公表の重要事実の不存在について表明及び保証を行っております。また、ジーエフホールディングスは、対象者に対して、本業務提携契約の締結日及び本公開買付けの決済の開始日において、(a)ジーエフホールディングスの適法かつ有効な設立及び存続、(b)ジーエフホールディングスによる本業務提携契約の締結及び履行に必要な権限及び能力の存在並びに必要な手続の履践、(c)ジーエフホールディングスにおける本業務提携契約の法的拘束力及びジーエフホールディングスに対する強制執行可能性、(d)ジーエフホールディングスによる本業務提携契約の締結及び履行による法令等、許認可等、司法・行政機関等の判断等、対象者の定款等の社内規程又はジーエフホールディングスが締結している契約等との違反の不存在及びジーエフホールディングスによる本業務提携契約の締結又は履行を妨げる効果を有する司法又は行政手続の不存在、(e)ジーエフホールディングスにおける倒産手続等の不存在、並びに(f)ジーエフホールディングス及びその役職員の反社会的勢力への非該当性及び反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

(4) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限を10,050,000株(所有割合：65.00%)と設定しておりますので、本公開買付け後の、公開買付者の対象者株式の所有株式数は、最大で10,050,000株(所有割合：65.00%)にとどまる予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所スタンダード市場における上場が維持される予定です。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、チヨダから本応募合意株式を取得し、対象者の総議決権の過半数を取得することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは、現時点で予定しておりません。

(6) 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年10月11日現在において、対象者の親会社であるチヨダ(所有株式数：9,389,880株、所有割合：60.73%)が公開買付者との間で本応募契約を締結しており、チヨダとチヨダ以外の対象者株主の皆様との利益が一致しない可能性があることから、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性についての専門的助言を得るため、チヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス、gf.P及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして、2024年9月4日付で柴田・鈴木・中田法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、上記「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言を踏まえ、本公開買付けについて、2024年8月21日から2024年10月11日までの間、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、2024年10月11日開催の取締役会において、対象者の取締役全5名のうち、決議に参加した対象者の取締役4名の全員一致により、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、対象者の企業価値の一層の向上に資すると判断したことから本公開買付けに賛同するとともに、()本公開買付価格である32円は、公開買付者とチヨダとの間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、()本公開買付価格である32円は、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値330円と比較すると90.30%ディスカウントされた価格であること、()本公開買付けは買付予定数の上限を10,050,000株(所有割合：65.00%)と設定しており、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であり、対象者株主の皆様としては、本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択をとることに十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。また、上記()乃至()の状況を勘案し、対象者は、第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて独自に検証を行っていないとのことです。

本公開買付けに係る対象者の取締役会決議(上記の2024年10月11日開催の対象者取締役会決議、本特別委員会の設置に係る2024年9月4日開催の対象者取締役会決議及び本特別委員会に対する本諮問事項(下記「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」で定義されます。))の諮問に係る2024年9月11日開催の対象者取締役会決議)に際しては、現にチヨダの役職員を兼任する対象者の取締役である安立邦広氏については、本公開買付けに関してチヨダと対象者の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、取締役会における審議及び決議にかかる問題による影響を受けるおそれを排除する観点からその審議及び決議には参加しないこととし、上記取締役を除く対象者の取締役4名にて審議の上、その全員一致により当該決議を行ったとのことです。なお、対象者の取締役のうち石野孝司氏は、チヨダの出身ですが、対象者に転籍後25年以上が経過しており、その間、チヨダの役職員を兼務しておらず、本公開買付けに関しても、チヨダ側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本公開買付けにおける対象者の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加しているとのことです。石野孝司氏は、対象者の取締役として、ジーエフホールディングス及び公開買付者と面談し、ジーエフホールディングスの概要及びジーエフホールディングスが運営又は関与している事業の概要について説明を受け、また本公開買付けの目的、本公開買付け後の対象者の経営方針やシナジーに関してジーエフホールディングス及び公開買付者との間で協議・検討、ジーエフホールディングスによるインタビューへの対応を行う等したもの、本公開買付けは、本質的には、公開買付者とチヨダとの間の譲渡自由な上場株式に関する相対取引であるため、その当事者ではない対象者が積極的に関与する余地はなく、むしろ、当該株式を発行する上場会社として事後的に本公開買付けに係る取引条件の妥当性を検証することが望ましいと考えられたことから、公開買付者とチヨダとの間の対象者株式の買付け等の価格やチヨダによる本公開買付けへの応募の条件についての協議には一切関与していないとのことです。

また、上記取締役会においては、対象者の監査役3名全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者は、本取引(本応募契約に基づくチヨダからの応募を含む、本公開買付けに関する取引を指します。以下同じです。))に係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避することを目的として、2024年9月4日に開催した対象者取締役会において、対象者の独立社外取締役である山田敏章氏及び山本裕之氏、並びに対象者の社外監査役である小林茂氏及び井尾仁志氏の4名から構成される本特別委員会を設置する旨を決議したとのことです。対象者は、本特別委員会の委員について、いずれもチヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス及びgf.Pからの独立性及び本取引の成否からの独立性を有することを確認しているとのことです。

対象者取締役会は、2024年9月11日に開催した対象者取締役会において、本特別委員会に対し()本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。))に関する事項、()本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法を含む。))に関する事項、()本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。))に関する事項及び()上記()乃至()を踏まえ、対象者の取締役会における本取引についての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものではないかについて検討し、答申を行うこと(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。))を諮問し、これらの点に対する答申書を対象者取締役会に提出することを囑託するとともに、対象者取締役会は、本取引への賛否を含め、特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うものとし、本取引が妥当でないと特別委員会が判断した場合には、対象者取締役会は本取引に賛同の意見表明をしないことを決議しているとのことです。

また、対象者取締役会は、本諮問事項の諮問にあたり、本特別委員会に対し、()必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び自ら交渉を行うこと等により、対象者が公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限、()本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務アドバイザー若しくは第三者評価機関及び法務アドバイザーを選任若しくは指名する権限、又は対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認する権限、()必要に応じ、対象者の役職員その他特別委員会が必要と認めるものから本諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しているとのことです。

本特別委員会は、2024年9月19日から2024年10月10日までの間に合計5回にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行うなどして、本諮問事項に係る協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、プルートス・コンサルティング及び柴田・鈴木・中田法律事務所について、チヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス、gf.P及び対象者からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、それぞれを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして選任することについて承認しているとのことです。また、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制に独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしているとのことです。

その上で、本特別委員会は、()チヨダ、公開買付者及び対象者より提出された各資料及び書類の検討、()ジーエフホールディングス及び公開買付者の無限責任組員であるトラストアップ、並びに対象者に対するインタビュー及びその結果の検討を行っているとのことです。また、本特別委員会は、対象者から、チヨダ、公開買付者及びジーエフホールディングスと対象者との間における本取引に係る協議及び交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協議し、複数回にわたり意見を述べるなどして、チヨダ、公開買付者及びジーエフホールディングスとの交渉過程に実質的に関与しているとのことです。

以上の経緯で、本特別委員会は、上記のとおり本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2024年10月11日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下を内容とする答申書(以下、「本答申書」といいます。)を提出したとのことです。

1. 答申

()本取引の目的の合理性が認められること、()本取引の取引条件の妥当性が認められること、()本取引の手の公正性が認められることから、対象者取締役会が、()本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、本公開買付けの妥当性についての意見は留保し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねる旨の意見表明を行うことを決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

2. 答申の理由

(1) 本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)に関する事項

本特別委員会は、本取引の目的に合理性が認められるかどうかは、次の 本取引が対象者の企業価値向上に資するか、 本取引後における対象者の資金繰り、 本公開買付者がジーエフホールディングスではなく、G Future Fund 1号投資事業有限責任組合であることの主として3点から検討した。

本取引が対象者の企業価値向上に資すること

- ()本特別委員会は、書面での質疑応答及びジーエフホールディングスに対するインタビュー(以下、「インタビュー(ジーエフホールディングス)」という。)による質疑応答を通じて、以下の回答を得た。
 - ・ ジーエフホールディングスとして、ジーエフグループは、国内外の検品・物流業務やそのコンサルティングを担う株式会社ジーエフ、複数のアパレルブランドを有する子会社、EC・マーケティング戦略を担う子会社、小売プラットフォームを運営する子会社等、40社を超える企業集団となっており、ジーエフグループがアパレル事業の運営に関して有するノウハウ・知見は、対象者の事業の再建・改善に寄与できると考えていること。
 - ・ ジーエフホールディングスとして、現時点において、本業務提携契約に基づき、本公開買付けの完了後は、対象者の取締役の員数を8名(監査役は3名)とし、そのうち3名をジーエフホールディングスが指名する予定であること。
 - ・ ジーエフホールディングスとして、ジーエフホールディングスと対象者との間の取引について、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8 及び企業行動規範における「支配株主における重要な取引等に係る遵守事項」を遵守する必要があることの認識を有していること、並びにこれらを遵守することが、両社のシナジーの創出の障害となるものではないとの認識を有していること。
 - ・ 本取引実施後は、不採算店舗の精査、従業員の意識改革を行う方針であること。

- ()本特別委員会は、本取引に関する上記ジーエフホールディングスの認識又は考えについて、対象者の取締役である石野孝司氏及び小林大介氏並びに対象者の従業員1名に対するインタビュー(以下、「インタビュー(対象者)」という。)による質疑応答を通じて、対象者として、本公開買付けにより対象者が公開買付者の連結子会社となり、公開買付者及びジーエフホールディングスと協力体制を構築し、両社が有するリソースやノウハウの共有によるシナジーの創出に取り組んでいくことで対象者グループの更なる成長・発展の機会も期待できると考えているとの回答を得た。

本取引後における対象者の資金繰りについて

- ()本特別委員会は、書面での質疑応答及びインタビュー(ジーエフホールディングス)による質疑応答を通じて、ジーエフホールディングスとして、対象者においてジーエフグループからの支援やエクイティファイナンスその他の多様な資金調達手法を活用して事業に要する資金を調達する予定であるとの回答を得た。
- ()本特別委員会は、書面及び電子メールでの質疑応答を通じて、チヨダの認識又は考えを確認したところ、以下の回答を得た。
- ・チヨダとして、2024年10月11日に、対象者とチヨダとの間で、対象者のチヨダに対する上記の借入金の返済期日を、2027年8月31日までの約3年間延長する旨、合意(以下、「返済期限延長合意」という。)したこと。
 - ・チヨダとして、本公開買付け後に、公開買付者とチヨダとの間の協議を踏まえて、対象者において合理的に実施する不採算店舗の撤退に関連して発生した費用の一部を、一定の条件のもと一定の範囲においてチヨダが負担すること。
- ()本特別委員会は、インタビュー(対象者)を通じて、対象者として、本公開買付けの成立により、チヨダが対象者の親会社でなくなることで、今後、チヨダから資金面での支援を受けられなくなるおそれはあるものの、返済期限延長合意をする方針である上、対象者においてジーエフグループからの支援やエクイティファイナンスその他の多様な資金調達手法を活用して事業に要する資金を調達することも可能であり、ジーエフホールディングスとの本業務提携契約に基づき、新たな視点での有益な意見を享受する機会が生まれる等、ジーエフホールディングスとの業務提携によるシナジーが期待できることから、チヨダが対象者の親会社でなくなることによる不利益は大きくないと考えているとの回答を得た。

本公開買付者がG Future Fund 1号投資事業有限責任組合であることについて

本特別委員会は、書面での質疑応答及びインタビュー(ジーエフホールディングス)による質疑応答を通じて、以下の回答を得た。

- ・本公開買付けは、資金繰りの観点等を踏まえて、ジーエフホールディングス自身ではなく、その子会社の資金も活用して本公開買付を実施する観点から、公開買付者であるG Future Fund 1号投資事業有限責任組合を通じて実施することを検討する予定であること。
- ・本公開買付者は、従前より間接的にジーエフホールディングスと取引があったトラストアップを無限責任組合員、ジーエフホールディングス及びジーエフホールディングスと親交があった適格機関投資家である株式会社プレンティーを有限責任組合員とし、ジーエフホールディングスの出資比率を約98.5%として組成されたファンドであること。
- ・ジーエフホールディングスと対象者は、対象者のカジュアルウェアを主とする衣料品の小売を目的としたチェーンストアの運営を中心とする衣料品等の小売事業に係る戦略的計画及び活動を実行・推進することにより、両当事者の企業価値を向上させることを目的として、本業務提携契約を締結する方針であること。
- ・トラストアップは、本取引後、対象者の意思決定プロセス及び事業計画策定プロセスへの関与を想定していないこと。

本特別委員会として、上記の3点を含め慎重に審議・検討をしたところ、以上のジーエフホールディングスの見解及び方針、チヨダによる継続的な資金支援並びにこれらに対する対象者経営陣による認識及び意見について、特に不合理な点は認められなかったことから、チヨダからの返済期限延長合意その他の当面の資金支援を受けつつ、ジーエフホールディングスからの経営面及び資金面での支援を受けながら経営施策を実行していくことが、対象者の企業価値向上に資するものであるとの対象者の見解は合理的であり、本取引の目的に合理性が認められると考えられる。

(2) 本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法を含む。)に関する事項

以下の点より、本特別委員会は、本取引の取引条件に妥当性が認められると考えられる。

本公開買付けは買付予定数の上限を10,050,000株(所有割合:65.00%)と設定しており、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持する方針であること。

本公開買付けは、公開買付者がチヨダから本応募合意株式を取得することを前提として実施するものであり、対象者から、チヨダ以外の少数株主の応募は原則としては想定されないこと。

本公開買付価格である32円は、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値と比較するとディスカウントされた価格としているところ、これは上記及び
を実現するためであることから、不合理とはいえないこと。なお、本公開買付価格は、公開買付者とチヨダとの間で行われた協議及び交渉により合意されたものであり、対象者は協議及び交渉の過程に参加していない。

対象者は、第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないところ、これは本公開買付価格がチヨダ以外の少数株主の応募は想定していないディスカウント価格であり、対象者としてその妥当性について検討する必要はないと考えられるためであるから、不合理とはいえないこと。

本業務提携契約の内容は対象者とジーエフホールディングスと協議を重ねた上で合意したものであり、同契約の条件が不合理とはいえないこと。

(3) 本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項

本取引においては以下の措置を取っていることから、本特別委員会は、一般株主の利益を図る観点から、手続の公正性が担保されているものとする。

本特別委員会の設置

- ・ 本公開買付けに対する意見表明は、東京証券取引所規則上の「支配株主」との「重要な取引等」に該当し、本取引においては、チヨダと対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあることに鑑み、これらの問題に対応し本取引に係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避する観点から、対象者独立社外取締役2名及び対象者社外監査役2名の合計4名で構成される本特別委員会を設置し、諮問を行ったこと。
- ・ 本特別委員会が、弁護士としての高度な専門性と企業法務に関する豊富な知見を有する山田敏章、株式会社丸紅フットウエアにおける元代表取締役社長としての豊富な経験・見識及び事業経営に関して相当の知見を有する山本裕之、専門店人事研究会事務局長としての専門店で培われた豊富な経験・見識及び社会保険労務士としての豊富な知見を有する小林茂、並びに公認会計士としての豊富な経験・見識及び知見を有する井尾仁志の4名で構成されており、本諮問事項を検討するために必要な経験及び知見を備えていると認められること。
- ・ 本特別委員会において、2024年9月19日より2024年10月10日までの間に合計5回、計約8時間にわたり審議を重ねたこと。

対象者における独立した法律事務所からの助言

- ・ 対象者が、本公開買付価格の公正性その他本取引の公正性を担保すべく、チヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス、gf.P及び対象者から独立した法務アドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所を選任し、本特別委員会において、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任を承認したこと。
- ・ その上で、対象者が、柴田・鈴木・中田法律事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けたこと。

対象者における独立した検討体制の構築

- ・ 対象者が、2024年9月2日に公開買付者と面談を実施した後、本取引に関する検討並びにチヨダ、公開買付者及びジーエフホールディングスと対象者との間における本取引に係る協議及び交渉を行うメンバーを、対象者の取締役である石野孝司氏及び小林大介氏、並びに対象者の従業員1名としたこと。
- ・ 本取引に関する検討並びにチヨダ、公開買付者及びジーエフホールディングスと対象者との間における本取引に係る協議及び交渉を行うメンバーのうち、小林大介氏及び対象者の従業員1名は、チヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス及びgf.Pの役職員を兼務しておらず、かつ過去にチヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス及びgf.Pの役職員としての地位を有していたことのない対象者役職員であること。
- ・ 本取引に関する検討並びにチヨダ、公開買付者及びジーエフホールディングスと対象者との間における本取引に係る協議及び交渉を行うメンバーのうち、石野孝司氏は、チヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス及びgf.Pの役職員を兼務しておらず、かつ過去に公開買付者、ジーエフホールディングス及びgf.Pの役職員としての地位を有していたことのない対象者役職員であること。また、石野孝司氏は、チヨダの出身であるものの、対象者に転籍後25年以上が経過しており、その間、チヨダの役職員を兼務しておらず、また、本公開買付けに関しても、チヨダ側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、対象者は本公開買付けにおける対象者の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断しており、本特別委員会としても、かかる判断に合理性が認められると考え、かかる取扱いを含め、対象者の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者役職員の範囲及びその職務を含む。)に独立性・公正性の観点から問題がないことを承認したこと。
- ・ チヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス、gf.P及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして、ブルータス・コンサルティングを選任し、本特別委員会において、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任を承認したこと。

対象者における利害関係を有する取締役及び監査役の不参加

- ・ 対象者の取締役5名のうち、現にチヨダの役職員を兼任する安立邦広氏については、本公開買付けに関してチヨダと対象者の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、取締役会における審議及び決議にかかる問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、本取引に係る2024年10月10日までの取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、本取引の意見表明に関する2024年10月11日開催予定の取締役会における審議及び決議にも一切参加しない予定であり、かつ、対象者の立場で本取引に関する検討、協議及び交渉に参加していないこと。

3. 総括

上記のとおり、()本取引の目的の合理性が認められること、()本取引の取引条件の妥当性が認められること、()本取引の手続の公正性が認められることから、対象者取締役会が、()本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、本公開買付価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねる旨の意見表明を行うことを決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

対象者における独立した検討体制の構築の各措置

対象者は、チヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス及びgf.Pから独立した立場で、本公開買付けに係る検討及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者において、チヨダより、チヨダの保有する対象者株式を売却する可能性がある旨の伝達を受けた2024年7月5日以降、チヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス及びgf.Pいずれの役職員も兼務しておらずチヨダ、公開買付者、ジーエフホールディングス及びgf.Pから独立性が認められる者を本公開買付けに係る検討及び判断に関する関与メンバーとし(当該関与メンバーは2024年10月11日現在、対象者の取締役である石野孝司氏及び小林大介氏、並びに対象者の従業員1名のみから構成されているとのことです。)、これらの関与メンバーが、チヨダ、ジーエフホールディングス及び公開買付者との交渉、本公開買付けに係る検討及び判断を担当することとし、2024年10月11日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。上記の検討体制に独立性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年10月15日(火曜日)から2024年11月12日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	2024年10月15日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2024年11月26日(火曜日)まで(30営業日)となります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 東京都中央区八重洲一丁目4番16号

東京建物八重洲ビル3階

トラストアップ株式会社

代表取締役 鈴江 正幸

03-6281-6830

確認受付時間 平日午前9時から午後5時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金32円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券	—
株券等預託証券	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付けの主たる目的が、本応募合意株式(9,389,880株、所有割合60.73%)を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、公開買付者と応募合意株主のチヨダが合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。公開買付者はかかる方針のもと、有価証券報告書や前年比速報(月次売上高)といった対象者が公表している財務情報の資料、対象者に対して2024年9月上旬から下旬にかけて実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況並びに将来の収益予想を多面的・総合的に分析・検討いたしました。 なお、公開買付者は、上記の諸要素を考慮し、応募合意株主のチヨダとの協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネスオピニオンは取得しておりません。 また、本公開買付価格である32円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年10月10日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値330円に対して90.30%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じです。)、過去1ヶ月間(2024年9月11日から2024年10月10日まで)の終値単純平均値360円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じです。))に対して91.11%の、過去3ヶ月間(2024年7月11日から2024年10月10日まで)の終値単純平均値365円に対して91.23%の、過去6ヶ月間(2024年4月11日から2024年10月10日まで)の終値単純平均値367円に対して91.28%のディスカウントを付した価格となります。また、本公開買付価格である32円は、本書提出日の前営業日である2024年10月11日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値334円に対して90.42%のディスカウントを付した価格となります。

算定の経緯	公開買付者は、本意向表明書を提出した2024年7月25日以降、2024年10月上旬までの間、みずほ銀行を通じてチヨダとの間で対象者株式の買付け等の価格やチヨダによる本公開買付けへの応募の条件について、協議を実施してまいりました。 具体的には、本公開買付価格については、ジーエフホールディングスがチヨダに対して2024年7月25日付で、同年7月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値371円から約80%ディスカウントした価格である約74円を公開買付価格とした公開買付けの方法による本応募合意株式の譲り受けを希望する旨の意向表明書をチヨダに対して提出した後、これに対して、チヨダからは、同年8月9日付で、公開買付価格については、原則として本意向表明書に記載された水準を前提とするものの、みずほ銀行により今後実施される株式価値算定結果を踏まえ、ジーエフホールディングスと協議が必要となる場合がある旨の回答書をジーエフホールディングスが受領しておりました。当該回答書の内容を踏まえ、2024年9月下旬までの間にみずほ銀行は対象者株式の株式価値算定を実施しているところ、当該株式価値算定の内容を踏まえて、同月下旬の間に公開買付者とチヨダとの間で実施された本公開買付価格に係る協議内容や、本公開買付けの目的及び2024年9月1日から30日の間、360円前後で安定的に推移していた東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の価格の動向を総合的に考慮し、公開買付者は、2024年10月1日にチヨダに対して、本公開買付価格を32円(提案日の前営業日である2024年9月30日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値361円に対して91.14%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)ディスカウントした価格。)とする提案を行いました。これに対して、同日中に、チヨダから、チヨダによる対象者への既存の貸付けに対してジーエフホールディングスから保証を提供することや応募契約違反に基づく補償に関する上限額を応募契約において設定することを条件に公開買付価格を32円とするのであれば、応募の準備をする旨の回答を受けました。 なお、公開買付者は、対象者に対して、本公開買付けはチヨダから本応募合意株式を取得することを前提として実施するものであり、チヨダとの間で合意した価格を本公開買付価格としたい旨を2024年10月1日に伝達したところ、対象者から特段異論が示されなかったため、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。 上記の検討を踏まえ、公開買付者の無限責任組合員であるトラストアップは、2024年10月11日、対象者を連結子会社とすることを目的として、本応募合意株式を取得するために、公開買付者及びチヨダの間で本応募契約を締結し、本応募契約に定める本公開買付けに係る前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、本公開買付けを実施することを決定し、併せて、本公開買付価格については32円とすることを決定いたしました。
-------	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	10,050,000(株)	9,389,880(株)	10,050,000(株)
合計	10,050,000(株)	9,389,880(株)	10,050,000(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,389,880株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,050,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	100,500
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年10月15日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年10月15日現在)(個)(g)	93,898
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年8月31日現在)(個)(j)	154,483
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	65.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)(\%)$	65.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(10,050,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年10月15日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数(2024年8月31日現在)(個)(j)」は、対象者半期報告書に記載された2024年8月31日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2024年8月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,597,638株)から、対象者半期報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数(136,315株)を控除した対象者株式数(15,461,323株)に係る議決権数(154,613個)を分母として計算しております。

(注4)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

応募株主等は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の16時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。

本公開買付けに係る株券等の応募の受付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等が当該証券取引口座に記録管理されている必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行株式会社)の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了している必要があります。(注1)

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される際には、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類の提出をお願いします。(注2)

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規口座開設には、一定の日数を要しますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下、「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

(注2) マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の個人番号又は法人番号確認書類が必要になります。また、応募株主等が外国要人等(外国PEPs)に該当する場合は、その旨を申告していただく必要がございます。なお、個人番号又は法人番号確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお問い合わせください。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

< 個人の場合 >

次の表の から のいずれかの組合せによるマイナンバー(個人番号)確認書類及び本人確認書類等の提出をお願いします。なお、マイナンバー(個人番号)のご提供をいただけない方は、公開買付代理人である東海東京証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー(個人番号)等を変更する場合にはマイナンバー(個人番号)確認書類及び本人確認書類等の提出が必要になります。詳細については公開買付代理人へお問い合わせください。

	個人番号確認書類	マイナンバー(個人番号)受入れのための 本人確認書類
	個人番号カード (裏面コピー)	個人番号カード(表面コピー)
	通知カード(コピー) 通知カードに記載されているお客さまの氏名、住所及び個人番号に変更がない場合のみ、ご利用いただけます。	・以下の書類のいずれか1つ(コピー) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート(住所、氏名、生年月日が確認できるものに限ります。))、在留カード - 又は ・以下の書類のいずれか2つ 住民票の写し(原本)、住民票記載事項証明書(原本)、各種健康保険証、印鑑登録証明書、国民年金手帳、身体障害者手帳のコピー (住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書については、発行日から6ヶ月以内の原本が有効) (以下、「確認書類」といいます。)
	マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し(原本) 又は 住民票記載事項証明書(原本)	・確認書類のいずれか1つ (但し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を除きます。)

なお、顔写真のない本人確認書類をご提出くださった場合には、他の本人確認書類の提出をお願いするか、又は書留等の転送不要郵便物を郵送し取引時確認をさせていただきます。

< 法人の場合 >

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(登記事項証明書、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの))が必要になります。

なお、法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の確認書類のいずれかの1つのコピーのご提出が必要となります。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

< 外国人株主の場合 >

常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるものが必要になります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(その他東海東京証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	321,600,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	10,000,000
その他(c)	3,200,000
合計(a) + (b) + (c)	334,800,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(10,050,000株)に対象者株式1株当たりの本公開買付価格(32円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	42,418
計(a)	42,418

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計(c)				—

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
gf.P株式会社(注1)	350,000
計(d)	350,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、公開買付者の有限責任組合員であるジーエフホールディングスの完全子会社であるgf.Pから、金3億5,000万円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年10月11日付で取得しております。

(注2) 公開買付者は、gf.Pからの出資の裏付けとして、gf.Pの銀行預金の預金通帳写しにより、出資義務を負う金額以上の現預金を有していることを確認しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

392,418千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(2) 【決済の開始日】

2024年11月19日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2024年12月3日(火曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日)以後速やかに応募が行われた直前の記録に戻す(公開買付代理人の証券取引口座に記録する。)ことにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,389,880株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,050,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位(追加して1単位の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数)減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

(1) 【団体の沿革】

年月	概要
2023年9月	株式会社ソウデンコー(現トラストアップ)を無限責任組合員、ジーエフホールディングス及び株式会社ブレンティーを有限責任組合員として、組合の主たる事務所を東京都千代田区大手町二丁目1番1号大手町野村ビル20階と定め、組合契約を締結し、G Future Fund 1号投資事業有限責任組合を組成。
2024年2月	組合の主たる事務所を東京都中央区八重洲一丁目4番16号に移転。

(2) 【団体の目的及び事業の内容】

団体の目的

公開買付者は、有限責任事業組合契約に関する法律に基づいて組成された有限責任事業組合であり、投資先企業の企業価値向上を通して、組合員の財産を最大化することを目的とします。

事業の内容

公開買付者は、株式会社の株式等の取得及び保有、本組合契約に従った組合財産の運用、その他投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に掲げる一定の事業を行います。

(3) 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

公開買付者の組成当初の出資金額は13,200万円であり、2024年8月2日、2024年8月9日及び2024年9月18日に組合員の加入により増額され、本書提出日現在の出資金額は47,200万円となっています。

(4) 【役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴】

公開買付者の無限責任組合員であるトラストアップの職務を行う役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴は以下のとおりです。

(トラストアップ)

2024年10月15日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	—	鈴江 正幸	1972年 3月2日	平成8年4月 大和工商リース株式会社(現 大和リース株式会社)入社 平成17年3月 株式会社ディーシー・クリエイト入社 平成20年11月 同社取締役就任(現任) 令和元年5月 株式会社ソウデンコー(現 トラストアップ株式会社)監査役就任 令和5年12月 同社代表取締役就任(現任)	—
取締役	—	三浦 克巳	1966年 8月31日	平成5年11月 有限会社クリエイト(現 株式会社ディーシー・クリエイト)入社 平成11年11月 同社常務取締役就任(現任) 令和元年5月 株式会社ソウデンコー(現 トラストアップ株式会社)取締役就任(現任)	—
取締役	—	石川 和男	1965年 11月23日	平成元年4月 通商産業省(現 経済産業省)入所 平成22年4月 ボックスグローバル・ジャパン株式会社入社(現任) 令和元年5月 株式会社ソウデンコー(現 トラストアップ株式会社)取締役就任(現任)	—
監査役	—	櫛田 章博	1961年 10月31日	平成5年2月 有限会社クリエイト(現 株式会社ディーシー・クリエイト)創業 平成11年8月 株式会社ディーシー・クリエイト代表取締役就任(現任) 令和元年5月 株式会社ソウデンコー(現 トラストアップ株式会社)代表取締役就任 令和5年12月 トラストアップ株式会社監査役就任(現任)	—
計					—

(注) 公開買付者は、役員を有しませんが、トラストアップを無限責任組合員として、投資事業有限責任組合契約に関する法律第4条第1項に掲げる組合契約に基づき組成されています。上記のトラストアップの役員は、公開買付者の組合持分を有していません。また、対象者株式を所有していません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年10月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年10月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2024年10月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(2024年10月15日現在)

氏名又は名称	株式会社チヨダ
住所又は所在地	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
職業又は事業の内容	靴、衣料品等の小売及び卸売
連絡先	連絡者 株式会社チヨダ 取締役管理本部長 井上 裕一郎 連絡場所 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号 藤澤ビルディング5階 電話番号 03-5335-4131
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

【所有株券等の数】

株式会社チヨダ

(2024年10月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	93,898(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	93,898	-	-
所有株券等の合計数	93,898	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、チヨダとの間で、2024年10月11日付で本応募契約を締結しており、チヨダは、本応募契約に基づき、所有する対象者株式9,389,880株(所有割合：60.73%)の全部を本公開買付けに応募することを合意しております。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本応募契約」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者との間の合意ではありませんが、公開買付者の有限責任組合員であるジーエフホールディングスと対象者は、2024年10月11日付で、本業務提携契約を締結しております。本業務提携契約の内容については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本業務提携契約」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2024年 4月	2024年 5月	2024年 6月	2024年 7月	2024年 8月	2024年 9月	2024年 10月
最高株価	372	373	368	373	380	364	366
最低株価	366	364	365	365	347	359	326

(注) 2024年10月については、10月11日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1 単元の株式数 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第33期(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) 2023年5月25日関東財務局長に提出

事業年度 第34期(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) 2024年5月23日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第35期中(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日) 2024年10月15日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社マックハウス

(東京都杉並区梅里一丁目7番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。